



## 給付認定について大切なお知らせ

子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付に係る給付認定の申請を受け、給付認定をいたしました。「給付認定決定通知書」を同封しましたので、ご確認ください。

なお、育児休業取得中で、新規申請で就労認定を受けた方は、就労証明書に記載されている通り（遅くとも入所月の翌月の15日まで）に、復職されない場合は退所となりますのでご注意ください。このお知らせはお手元に保管いただき、変更が生じた場合にご覧いただき、お手続きください。

令和元年10月認定変更分から適用

### お届け内容に変更が生じた場合は、 速やかに手続きをしてください。

◆変更申請受理日が20日（閉庁日の場合は翌開庁日）までのものは翌月からの変更になります。

ただし、求職活動での認定の方は給付認定期間が満了する月の前月の末日（閉庁日の場合は翌開庁日）までに手続きを完了してください。

正当な理由なく変更の申請を行わない場合は、「子ども・子育て支援法」第24条及び第30条の9の規定により認定の取り消しを行います。給付認定の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の申請を行ってください。

提出先：米沢市役所こども課子育て支援担当

認定内容または世帯等に変更が生じた場合は、次ページ以降をよくお読みいただき、必要書類を準備し、支給認定証（交付を受けている場合のみ）、印鑑を持参の上、こども課子育て支援担当窓口にお越しください。手続きの際は変更申請書の記入が必要となります。

きょうだいで申請をする場合、提出いただく書類はそれぞれに原本を添付してください。診断書等発行に費用がかかるものは一人に原本、他の児童にコピーを添付してください。

- 認定区分・保育必要量の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ページ
- 保育を必要とする認定事由に変更が生じた場合について・・・・ 3ページ
- 世帯・住所等に変更が生じた場合について・・・・・・・・・・・・ 3ページ
- 保育の必要量・認定の有効期間について・・・・・・・・・・・・・・ 4ページ

問合せ先 市役所2階 こども課子育て支援担当  
TEL 0238-22-5111（内線 3604・3609）

**保育の必要性の事由による「保育必要量」・「認定の有効期間」は次のとおりです。**  
 (\* 保育必要量の区分については新2号・新3号認定の方を除きます。)

保育必要量の区分 = 「保育標準時間認定」、「保育短時間認定」の2区分

保育標準時間・・・1日11時間の保育 / 保育短時間・・・1日8時間の保育

保育必要性の事由	区分	認定の有効期間（原則）
1 就労 ①月120時間以上	保育標準時間	《2号・新2号》 該当児童が小学校に就学する前まで (標準有効期間とします。)
	保育短時間	《3号》 該当児童が満3歳に達する日の前々日まで 《新3号》 満3歳に達する日以降の最初の3月31日まで (標準有効期間とします。)
2 妊娠・出産	保育標準時間	出産予定日から数えて産前8週目の属する月の初日（給付認定初日）から、当該保護者の出産日から数えて8週間を経過する日の翌日の月の末日まで  標準有効期間
3 疾病・障害		
4 介護・看護		
5 災害復旧		
6 求職活動		
7 就学	就労の場合に準ずる	入学日の属する月の初日（給付認定初日）から、該当保護者の卒業予定日又は終了予定日の月の月末まで
8 育児休業 (新規申請はできません)	保育短時間	原則、最長で当該育児休業に係る子どもが満1歳の誕生日を迎える月の末日まで *当該児童が年長児の場合、児童福祉の観点から必要と認められる場合は認定期間を延長することとします。
9 その他	全号に掲げるもののほか、各号に類するものとして市長が認める事由に該当する場合 *認定区分、認定期間は必要に応じて判断します。	

○ 保育を必要とする事由が求職活動の方は給付認定期間は ⇒ **退職日の翌月から3か月間**

この間に仕事が決まらない場合は、認定は終了となり、保育所・認定こども園（保育所利用）・小規模保育所の利用はできなくなります。（認定こども園の場合は、満3歳以上であれば2号から1号認定へ切替により継続利用が可能です。）また、新2号・新3号認定の方は、無償化対象外となります。

**なお、前職の退職日について、こども課で事業所に確認させていただきますのでご了承ください。**

《例 求職活動事由 4月～6月のケース》… 5月末までに認定変更の手続きを完了されない場合、6月末で退所もしくは無償化対象外になります。

4月

5月

6月

5月末までに給付認定の変更が完了した場合は、継続利用が可能となります。

給付認定の変更をされなかった場合は、6月末日にて退所もしくは無償化対象外となります。

**保育を必要とする認定事由に変更が生じた場合**※市の所定の用紙があります。

変更事由	必要書類
①求職活動中の方で、就労が決まった場合	➤ ※就労証明書
②妊娠・出産による事由の場合	➤ 母子手帳の出産予定日が記入されているページの写し
③病気により働けなくなった場合	➤ ※診断書
④介護や看護をする場合	➤ 常時介護又は看護が必要と明記された診断書 (医療機関任意の用紙)
⑤失業等により、求職活動をする場合	➤ ※求職活動申告書兼求職活動支援機関等利用証明書
⑥就学中の方で就労する場合	➤ ※就労証明書
⑦求職活動等から就学する場合	➤ 在学証明書 職業訓練校に在学の方は、期間など 内容の分かる書類 (コピー可)
⑧育児休業を取得する場合	➤ ※就労証明書で代用可。 但し13・14・15欄も証明要
⑨育児休業から仕事に復職する場合	➤ ※就労証明書 但し13・14・15欄も証明要

**世帯・住所等に変更が生じた場合**※市の所定の用紙があります。

変更事由	必要書類
離婚や婚姻等、世帯や住所に変更が生じたとき	<p>➤ ※子どものための教育・保育給付認定変更申請書 兼 届出事項変更届 子育てのための施設等利用給付認定変更申請書 兼 届出事項変更届 子どものための教育・保育給付認定変更申請書 兼 子育てのための 施設等利用給付認定申請書 (※様式はこども課にあります。)</p> <p>◎給付認定保護者が単身赴任等で市外に転出し、住民票を移動 する場合は、給付認定保護者変更の手続きが必要になります。</p>

手続きの際は、必要書類、支給認定証(交付を受けている場合のみ)、印鑑(朱肉を使うもの)を持参してください。必要書類は、こども課窓口または各利用施設からお受け取りいただくか、市HPからダウンロードしてください。

**認定区分の変更**※市の所定の用紙があります。

変更事由	必要書類
1号認定から2号認定へ変更 新1号認定から新2号認定へ変更	➤父、母それぞれの※就労証明書等の 保育の利用を必要とする理由の分かる書類

\*2号・新2号認定から1号・新1号認定へ変更する場合、変更申請書への記入のみとなりますので必要書類はありません。尚、令和2年4月以降について1号から2号認定へ変更を希望する場合は、新規申請の必要があります。【令和2年4月から2号認定で利用を希望の方は、令和元年10月末日まで新規申請をしてください。令和2年5月以降に2号認定で利用を希望の方は、利用希望開始月の前々月の末日（閉庁日の場合は翌閉庁日）まで新規申請をしてください。】

**保育必要量の変更**※市の所定の用紙があります。

変更事由	必要書類
① 就労状況が変わり（就労時間が短くなった、就労場所が変わった等）認定を受けている保育必要量の変更  *保育必要量の変更がない場合は、変更申請は不要ですが就労証明書の提出は必要です。	➤ ※就労証明書
② 保育短時間の認定を受けた方で次のような場合は、保育標準時間認定への変更も可能です。 ・産前・産後休暇を取得する  ・勤務時間との関係から、常態として、施設が設定する保育短時間（8時間）認定に係る利用時間帯を超えて施設を利用せざるを得ないと市が認める場合で下記のいずれかに該当	➤ ※保育必要量変更申立書
◆ 1か月の就労時間は120時間に満たないものの、1日の就労時間が8時間以上となるような就労を常態（月に12日以上）としている場合  ◆ 1日の就労時間は8時間未満であるが、勤務時間との関係から、常態（月に12日以上）として施設が設定する保育短時間認定に係る利用時間帯を超えて施設を利用せざるを得ない場合  ◆ シフト制の勤務体系などにより、1か月の中で保育を利用する時間帯がまちまちで常態（月に12日以上）として施設が設定する保育短時間認定に係る利用時間帯を超えて施設を利用せざるを得ない場合  ◆施設が設定する保育短時間認定に係る利用時間帯を超えて施設を利用せざるを得ない場合とは◆ □ 保育短時間利用の開始時間より、勤務時間の開始時間が早い場合 □ 勤務開始時間が、保育短時間利用の開始時間後、30分以内である場合（移動時間の考慮） □ 保育短時間利用の終了時間より、勤務時間の終了時間が遅い場合 □ 勤務終了時間が、保育短時間利用の終了時間前、30分以内である場合（移動時間の考慮）	
*保育短時間認定を保育標準時間認定に変更することを決定した場合、「給付認定変更通知書」を送付します。前月20日まで手続きをされた場合、翌月から標準時間での利用が可能となります。  *「保育標準時間認定」から「保育短時間認定」への変更を希望する場合も、「認定変更申請」が必要ですが、申立書の添付は必要ありません。	